

事 務 連 絡

平成24年7月20日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」
の周知について（依頼）

標記につき、国土交通省より別紙のとおり依頼がありましたのでお知らせします。

については、ガイドラインに基づき、貸切バスの選定・活用における安全管理の徹底に十分配慮されるようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対し、お知らせいただくようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校安全係

tel : 03-5253-4111(2917)

fax : 03-6734-3794

事務連絡

平成24年7月18日

文部科学省 スポーツ・青少年局
学校健康教育課 御中

国土交通省 自動車局旅客課

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」
の策定について（依頼）

国土交通省では、平成24年4月29日に関越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故を踏まえ、同年6月11日に、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策について、「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（以下「緊急対策」という。）として決定したところです。

緊急対策においては、旅行業者、地方自治体、学校その他の利用者が貸切バス事業者を選ぶ際のポイントや利用の際の留意点を示したガイドラインを作成し、利用者に対してその周知を図るとともに、これに沿った貸切バス事業者の選定・利用がなされるよう指導・要請することとされています。

このため、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を策定し、国土交通省の下記サイトに掲載しましたので、その趣旨をご理解いただき、全国の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校において安全性を重視した貸切バスの選定・利用にご活用いただけますよう、関係者への周知にご協力をお願いいたします。

記

URL: http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html

または、「国土交通省 選定・利用ガイドライン」で検索

〔お問合せ先〕

国土交通省自動車局旅客課新輸送サービス対策室 黒澤、長沢

TEL03-5253-8111(代) 内線 41-261、41-263